

情報 / システム施策の総括

特許懇編集委員会

1. はじめに

昨年7月、政府により、電子政府構築計画が決定された。その目標としては、1) 利用者本位の行政サービスの提供、2) 予算効率の高い簡素な政府の実現が掲げられ、また、その計画期間は、2003年度から2005年度までの3ヵ年計画とされている。

特許庁においては、1990年12月1日の電子出願システムや閲覧システムの構築により、出願人との双方向

の情報交換が可能となるなど、いち早く電子政府構想が具現化された形となっており、まさに電子政府構想のトップランナーになぞらえることができる。

電子化の過程では、出願人、特許庁のみならず、第三者においても、各々の立場から電子化の利益を得つつ、従前のやり方からの脱却・変革を迫られたといえる。この観点を中心に、情報 / システム関係の施策を振り返る。



2. 施策の流れ（概略）

電子出願システムの開始は1990年からであるが、その構想の検討は1984年のペーパーレス計画開始にさかのぼる。その後、1985年の特許文献検索システム稼働、1990年の特許実用新案の電子出願開始、及び、特許・実用・意匠・商標の登録料、年金納付のオンライン手続等を経て、特許電子図書館（IPDL）による情報提供開始、四法全ての出願のオンライン（パソコン）出願化に至っている。また今後も、様々な情報システムをめぐる施策が行われる予定である。例えば、PCTに基づく国際出願のオンライン出願、DVD-ROM公報発行等が行われる予定であり、検討中のものでは、インターネットを介した出願・電子決済等が挙げられる。

また、システム自体の変更の他、電子化に関連して必要となった新たな法律の整備も行ってきた。ペーパーレス化に伴う、「書面の内容とファイルの内容との同一性の推定」、「通知・送達」、「本人確認及び証明」、「手数料の納付」等、様々な問題を規定するため、「工

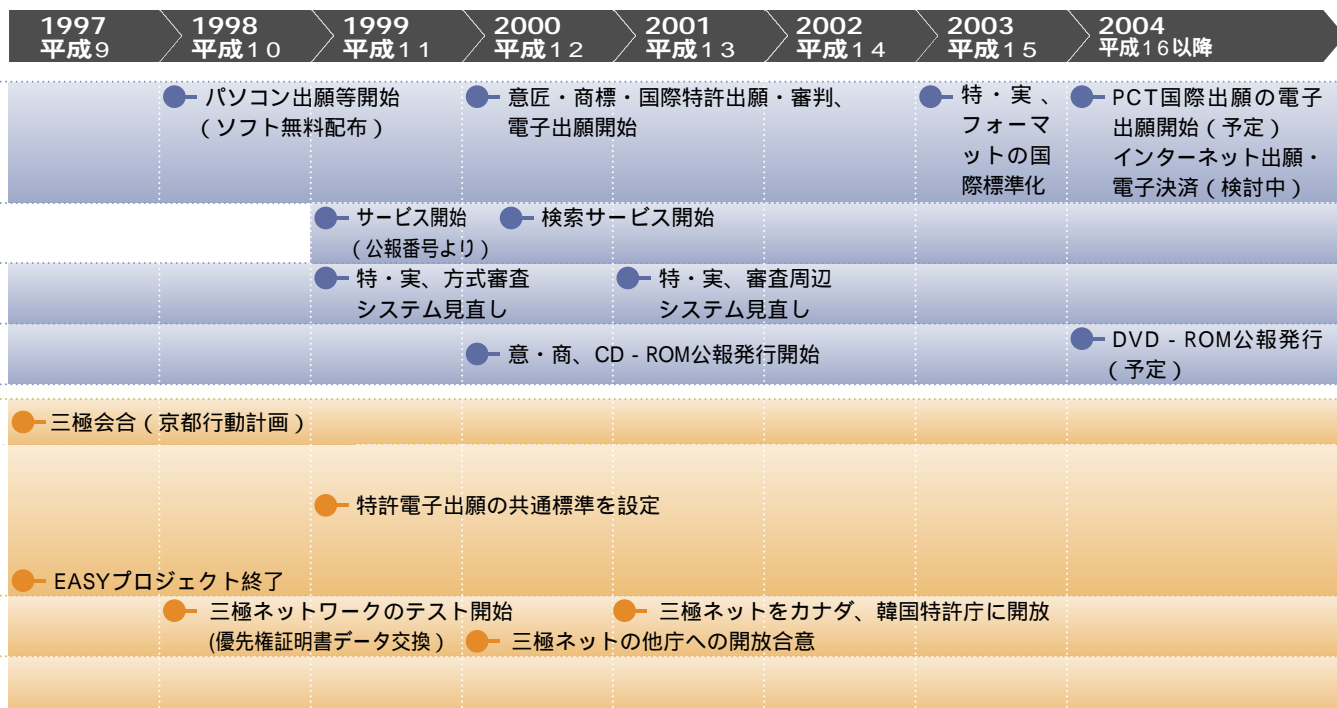
業所有権に関する手続等の特例に関する法律」を定めたことがそれである。（施策の時系列に関しては、年表参照。）

これらの施策による出願人、特許庁、第三者に与える影響にはかなり大きなものがあり、その行動、対応は大幅に変わったと考えられる。以下、それぞれの施策を大まかに分類してみる。

1) 手続きの電子化

出願を始めとする手続等の電子化により、特に遠隔地からの出願、手続が簡便かつ即日可能となり、手続にかかる時間、費用が削減されたといえよう。電子化以前においては、出願人としては、直接特許庁へ向いて書類を提出するための手間、或いは郵便にて送付するための時間が必要であったし、また、特許庁側としても、通知等を送るためには、郵送という時間のかかる手段以外をとることはできなかったことを考えると、手続の電子化による利便性の向上がうかがえる。

関連する施策としては、「出願・受付システム開始」、「発送・閲覧システム開始」等が挙げられる。



2) 書面の電子化

手続段階の電子化に伴い、書面が電子データとして管理されるようになった。人手による管理、書面管理だったデータの管理は、パソコン等を用いた電子管理となり、その結果、書類自体及び手続に関するチェックの容易化、データ処理の効率化、物流の減少等の変化がおきたといえよう。

3) 業務の電子化

手続が電子化されたことにより、特許庁内外の業務が効率化、迅速化された側面も見逃せない。方式審査、分類付与、公報発行、実体審査の一部等について、並行的に処理することが可能となり、全体の処理の時間が短縮されている。また、電子化の進展によりバッチ処理からフロー処理へと、随時処理を行うことが可能となっていることも業務の効率化、迅速化につながっている。

関連する施策としては、「審査・事務処理の電子処理開始」等が挙げられる。

4) 利用の電子化

電子化された書面のデータを用いることによって、様々な形でそのデータを利用することが可能となった。例えば、先行技術文献の検索の際には、電子化された文献データを用いてテキスト検索等の新たな検索手法が可能となったこと、出願書類を閲覧する際の待ち時間が短縮されたこと、公報データがCD-ROMを媒体として発行されたことにより、特許庁以外での2次的な利用が可能となったこと、検索、公報取得等の種々のサービスを誰もが簡単に利用することができる、特許電子図書館(IPDL)というツールが提供されたこと、外国特許庁との間で、共同のデータベースに関して連携をとることができたこと、等である。

関連する施策としては、「特実審査周辺システム開始」、「CD-ROM公報発行開始」、「三極ネットワーク開始」等が挙げられる。

3. 寄稿紹介

以上概略を俯瞰してみたが、情報/システムに係る施策は多岐にわたるものであるので、そのすべてを網羅することは困難であり、またそれら施策による

多方面への影響を把握することも難しい。そこで本特集では、特に以下の2つの観点からの寄稿をお願いした。

まず、情報/システム関連の施策が、特許制度の利用者に対してどのような影響を与えてきたのか、中でも、ユーザー(出願人)における知的財産や情報の管理体制にどのような影響があり、いかに変化したのかについて、加根魯 澄夫氏(東芝ソリューション株式会社 官公情報システム事業部官公情報システム第一部 部長)より、その豊富なご経験を元にご寄稿を頂いた。

また、1989以降、数多くの情報/システム関連の施策が打ち出されているが、その中でも特に、特許制度の利用者に大きく影響を与えた施策に的を絞り、その施策自体及びそれによる知財環境の変化について、赤川 誠一氏(特許庁 審査業務部情報システム課 調査官)より、その広範な知見をもとにご寄稿を頂いた。

お二方の寄稿から、情報/システム関係の様々な施策について、またそれらによって、いかに多くの方面に影響があり、どのような対応がなされたかについて、ご理解を深めていただければ幸いである。

(担当: 所村 美和)